

## 査読論文

## 高江区のヘリパッド建設反対運動から見える日米安保体制の矛盾

池尾 靖志

## 要 約

本稿は、1996年の SACO 合意によって、北部訓練場の「過半」の返還に伴い、新たに6カ所のヘリパッド建設が予定されている、沖縄県東村高江区のヘリパッド建設反対運動を事例にして、日米安保体制の抱える矛盾を明らかにした。

安全保障研究では、①システム・レベル、②国内政治レベルの2つに分けて、国家の安全保障政策を分析することが多い。しかし、平和研究に依拠する本稿では、普通の人々、特に沖縄の人たちが社会の雰囲気 (social milieu) を形成し、日米両政府の安全保障政策に異議を唱えていることに着目する。そのことによって、抑止論に依拠した安全保障政策は破綻をきたしており、地域住民の安全を守らないばかりか、むしろ、地域住民の安全を脅かしていることを明らかにした。

## キーワード

沖縄 高江 座り込み 日米安保体制 非暴力 基地問題 オスプレイ 平和研究

## はじめに

1972年5月15日、沖縄の施政権が、アメリカから日本に返還されてから40年が経過した。だが、「核抜き・本土並み」のスローガンを掲げて沖縄の施政権が返還されたものの、40年が経過した今もなお、国土面積の0.6%を占めるだけの沖縄県に、在日米軍基地の約74%が集中している。3次にわたる「沖縄振興開発計画」と、2002年に制定された「沖縄振興特別措置法」にもとづく「沖縄振興計画」は、基地の集中する沖縄に対する日本政府の懐柔策であった。これらの政策は、自立した経済を支えるための生産業を育成することなく、公共事業を当てにする土建業が異常に発達するという、いびつな経済構造をつくりだした<sup>1</sup>。

近年、沖縄県は、観光業の伸びが著しいが、9・11米国同時多発テロが起きたときには、沖縄を訪れようとする観光客が相次いでキャンセルしたように、観光業に依存した経済構造は、

---

\* 執筆者：池尾靖志  
機関/役職：立命館大学社会システム研究所/客員研究員  
連絡先：〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1  
E-mail：yikeo@pl.ritsumeai.ac.jp

在日米軍基地が存在することのリスクを背負うことにつながる<sup>2</sup>。景気に左右されやすい観光業に依存した経済構造は不安定になりがちであり、かつ、中央政府からの補助金に依存した経済構造は、沖縄県の自立的発展の機会を損ねることにつながる。実際、沖縄県の失業率は本土に比べて依然として高い<sup>3</sup>。「銃剣とブルドーザー」によってつくられた米軍基地<sup>4</sup>は、今なお、人々の暮らす生活圏のなかに存続し、日本国憲法に規定されているはずの平和的生存権が保障されているといえる現状にはない。

そのような状況の中で、2012年6月4日、野田佳彦首相は内閣を改造し、森本敏・拓殖大学大学院教授を防衛大臣に据えた。彼は、日米同盟至上主義者として知られ、米軍普天間飛行場の辺野古移設推進論者でもある。共同通信社による全国緊急電話世論調査(2012年6月4日、5日実施)による結果は、森本敏氏の防衛相起用を「評価する」60.5%、「評価しない」21.1%という数字であったものの<sup>5</sup>、沖縄県内の中では、この人事に対する反発が強い<sup>6</sup>。

本来、基地問題は、日米安保体制に由来する問題であり、日米両政府によって解決すべき国家間の問題である。しかし、今日、基地問題は、日本国内の「民主主義」が問われる事態となっている。一部の人たちに、国家安全保障政策の犠牲を、「周辺」地域に過重に負担させる動きが見られるからである。名護市辺野古区に普天間飛行場の返還にともなう代替施設を建設する問題はその典型例である。しかし、本土メディアがほとんど取りあげない問題もある。北部訓練場の「過半」の返還にともない、東村高江区を取り囲むように、新たに6カ所のヘリパッド(ヘリコプター着陸帯)を強行的に建設しようとする動きである。辺野古の問題が、沖縄県民の反対世論や、これを受けての地元自治体による反対によって膠着状況にある一方で、高江のヘリパッド建設は、多くの人たちに問題の所在が知れわたっていないことをいいことに、沖縄防衛局によって、粛々と工事が進められてきている。ヘリパッドができれば、オスプレイ(垂直離発着機)が訓練を行うことが明らかになっているにもかかわらず、ヘリパッド建設に反対したからといって、オスプレイ配備がとまるわけではないと、沖縄県や地元自治体である東村は考えている。

そこで、本稿では、日米安保体制の矛盾が最も集約的に現れている沖縄のなかでも、本土ではほとんど報じられることのない、東村高江区の現状を取りあげ、地域住民の目線から安全保障の問題を捉え直すことによって、日米安保体制の抱える矛盾を描出したい。

## 1. 日米「同盟」と沖縄

沖縄に在日米軍基地の集中する状況は、米国の世界戦略と密接に関係する問題である。そこで、はじめに、日米両政府にとって、沖縄はどのように位置づけられてきたのかを簡単に振り返っておきたい。

戦後、日本が独立するまでの歩みを振り返ったとき、日本国内において、「全面講和」か「片面講和」かをめぐる激しい論争が繰り広げられた。しかし、日本政府は、日本の主権を早

期に回復するために、日本政府は、日本の安全保障をアメリカに委ねる選択をした。その際に、アメリカの軍隊を日本に駐留することを、日本側が「オファ」し、米国がこれに応じるという形をとったのである<sup>7</sup>。日米両政府による日米安保条約締結にいたる経緯については、日本外交史の研究に委ねるが、本稿の問題関心において重要な点は、沖縄が「捨て石」として、米軍による軍事占領のもとにおかれることを日本側が望んだという事実である<sup>8</sup>。この事実は、その後の沖縄の運命を決定づけた。

日本国内、特に本土においては、日米安保体制によって、日本の安全保障が担保されていると考え、在日米軍の存在を容認する声が、一般的に根強くある。しかし、米軍が日本に駐留している最大の理由は、米国の「国益」のためであると考えられるべきである。

文化人類学者であるキャサリン・ラッツ（Catherine Lutz）は、米国が、軍事基地を国外に展開する理由として、次の2点を挙げている。第1に、米国自身の安全保障を確保するためであり、第2に、米国の在外基地を受け入れる国を、政治的・経済的にコントロールしたいからである。これらの理由は、例えば、「世界には危険が充ち満ちており、敵対する国家からの攻撃を抑止するために軍事基地は必要である」として、政府によって正当化されてきた。また、米軍基地が海外展開することは、米国の超大国としての地位を誇示するためのシンボルとしても用いられてきたとラッツは述べる<sup>9</sup>。

今、日本をとりまく隣国、特に韓国と中国との間の領土問題<sup>10</sup>がメディアによって大きく取りあげられ、政府間の緊張関係が高まっている。この動きの背景には、増大する中国の海軍力に日米両国が対抗しようとするねらいがあるこれは、アメリカのパワーの衰退の裏返しでもあり<sup>11</sup>、沖縄に存在する在日米軍基地機能の強化を図ろうとするねらいがあることもできよう。実際、中国がアジア太平洋地域に進出しようとする際に、沖縄は地理的に重要な拠点であり、アメリカは、沖縄に在日米軍を存在させることによって、中国のアジア太平洋地域への進出をブロックしようと考えている。

一般的に、同盟とは、「2つ以上の国の間の安全保障上の目的のための協力関係であり、そこに当然軍事的な側面が含まれ<sup>12</sup>」るものである。近年では、日米関係を「同盟」関係と表現することに、メディアをはじめ、人々は何のためらいもなくなってきた。しかし、日本は、憲法第9条の制約から、長い間、「同盟」という用語を用いることはタブーとされてきた。日米関係を「同盟」関係とはじめて表現したのは、1979年5月2日、大平正芳とジミー・カーター大統領との日米首脳会談での発言が最初である。その後、1981年5月、鈴木＝レーガン首脳会談の際、鈴木善幸首相（当時）は、自身の発言した「同盟」という用語のなかに軍事的な意味合いはないと説明したため、波紋を呼び、伊東正義外務大臣（当時）が抗議の辞任をする騒ぎにまで発展した<sup>13</sup>。その後、冷戦構造が崩壊し、米国を中心とする多国籍軍がイラクを軍事攻撃した際に、日本の軍事貢献が問われ、これ以降、日本は、急速に、軍事的に米国に歩み寄る態度をとるようになってきた<sup>14</sup>。

国際関係論におけるリアリストに分類されるスティーブン・ウォルト (Steven Walt) によると、同盟当事国の脅威認識に大きな変化があったり、当事国の国内政治に大きな変化がみられたりした場合に、同盟は解消される可能性が高いとする一方で、①圧倒的に有力な当事国 (アメリカ) が同盟から離反者がでないようにするような覇権的なリーダーシップを発揮する場合、②同盟が国内政治的な利害に深く結びつき、当事国のエリートがそれに強くコミットしている場合、③同盟が制度として当事国の行動規範として定着しているような場合、そして、④イデオロギーやアイデンティティーを当事国どうしが共有し、一種の安全保障共同体を形成している場合に、同盟は維持されるとしている<sup>15</sup>。これを受けて、田所昌幸は、「両国の脅威認識や両国の国内政治状況などのそれなりの変化にさらされてきたにもかかわらず、日米同盟が強靱な持続性を示してきたのには、(日米) 両国が環境の変化に対応して、同盟関係の調整を行ってきた」ことを指摘している<sup>16</sup>。

だが、日米安保体制の要とさえ言える沖縄において、日米両政府を震撼させる出来事が起きた。1995年の少女暴行事件である。この事件は、なぜ、沖縄にのみ、日米安保体制による過重な負担を背負わせることになるのかという疑問を沖縄県民に抱かせることにつながり、日米「同盟」の存在理由を問い直そうとする動きへとつながっていく。そこで次節では、日米安保体制を揺るがす沖縄の動きについて、検討する。

## 2. 日米安保体制を揺るがす動き：沖縄の現状と東村高江区のヘリパッド基地建設

安全保障研究 (Security Studies) では、安全保障政策を分析する際に、①国際システムにおける国家間の相互作用の中から、国家の行動パターンを明らかにしようとするシステム・レベル、②ユニットとしての国家がどのような安全保障政策を政策立案し、遂行しようとしているのかを、国内の政治構造や状況から明らかにする国内政治レベル、といった具合に、大きく2つに分けて検討する場合が一般的である<sup>17</sup>。しかし、本稿では、地域住民の視点から安全保障政策を批判的に検証することが重要であるとする平和研究 (Peace Studies) の観点から、特に、1995年の少女暴行事件以降、基地の撤去を求める沖縄社会の「(社会的な) 雰囲気」(social milieu) に着目したい。そのうえで、東村高江区のヘリパッド基地建設に反対する動きについて取りあげ、非暴力抵抗の意義について考察する。

### (1) 沖縄の基地問題が再燃した契機

沖縄の基地問題は、当然ながら、沖縄を米軍が占領し、施政権が日本に返還される前から存在していた。だが、沖縄の施政権の日本への返還によって、「平和憲法」のもとへの復帰が実現できると沖縄の人たちは期待した。もっとも、「本土復帰」の日が近づくにつれて、「平和憲法」のもとへの復帰ではなく、「日米安保体制への復帰」であることが沖縄の人たちに理解されるようになっていく<sup>18</sup>。日本政府は、沖縄振興策を沖縄県に提示することによって、沖縄と

本土との構造的格差の是正を図ることと引きかえに、日米安保体制の矛盾を沖縄の人たちに押しつけるようになる。

沖縄県では、施政権が返還された後、革新系の知事が続くが、沖縄の停滞した状況に対して、国家からの利益誘導を期待する県民世論もあり、保守県政に変わった時期もある。だが、利益誘導型の保守県政の限界から、1990年11月の沖縄県知事選挙において、大田昌秀が西銘順治を破って当選する。

このような状況のもとで、1995年9月に起きた少女暴行事件は、改めて、米軍基地が存在することに起因する問題が沖縄には根深く存在することを、多くの沖縄県民が認識する契機となった。翌月10月21日、県民総決起大会（主催者発表：8万5千人）が開催され、ここで、大田昌秀・沖縄県知事（当時）は、米軍用地の土地貸借に必要な手続きである「代理署名」を拒否することを明言した。このことにより、日米両政府は、沖縄の米軍基地が、安定的に使用できないことを認識するに至る。日米両政府は、1995年11月1日、沖縄に関する行動委員会（SACO）の設置を決め<sup>19</sup>、沖縄県民の怒りを静めようとする一方で、日本政府は、沖縄県知事を相手に、いわゆる「代理署名訴訟」を福岡高裁那覇支部に提起した<sup>20</sup>。

1996年4月12日、橋本首相は、モンテール駐日大使と共同記者会見を行い、普天間飛行場を5年から7年以内に全面返還することで合意したと発表した。同年12月にSACO最終報告がだされ、普天間飛行場の全面返還を含む11の施設の返還が発表された。他方で、沖縄県民の意思は、1996年9月8日、米軍基地の整理・縮小と日米地位協定の見直しを問う県民投票において、89%もの人たちが、米軍の整理・縮小と日米地位協定の見直しへの賛成票を投じたことによって表された<sup>21</sup>。

SACO合意は、沖縄の「負担軽減」がうたわれている。しかし、11の施設の返還に際しては、その多くに県内移設の条件がつけられ、新たな基地は、沖縄本島北部に集約される形となっている。普天間飛行場の移設候補先である名護市では、政府の提示する北部振興策を受け入れる代わりに新基地建設も容認しようとする住民と、基地機能強化ないしはさらなる基地負担を拒む住民との間に分断が走った<sup>22</sup>。政府は、この住民間の分断を利用して、新たな基地建設を推し進め、米軍に基地を提供しようとしている。

名護市辺野古区のキャンプ・シュワブへの海上基地建設をめぐることは、ボーリング調査を進めようとする那覇防衛施設局（当時）と、それを阻止しようとする反対運動によって、海上基地という当初計画は変更を余儀なくさせられた。しかし、普天間飛行場の返還と同じSACO最終報告によって、北部訓練場の過半の返還にともなう新たなヘリパッド建設を、東村高江区を取り囲むように建設する計画が、2007年にもちあがり、国と住民との摩擦が生まれて5年が経過しようとしている。そこで、次に、東村高江区に新たなヘリパッドを建設しようとする問題を取りあげる。

## (2) 東村高江区の現状

SACO 最終報告によって、北部訓練場の過半の返還によって、新たなヘリパッド建設が決められたが、この計画の具体的な内容として、東村高江区の集落を取り囲むように6カ所移設されることが明らかになったのは、2007年のことである<sup>23</sup>。SACO 合意から10年近く、何の動きもなかった高江であるが、2007年7月3日、那覇防衛施設局（現在は沖縄防衛局と名称変更）が訓練場進入路3カ所に仮設ゲートを設置し、ショベルカーの搬入や深夜作業の着手などの動きを起こした。それに対し、新たなヘリパッド建設に反対する地元住民の数名は、政府との話し合いを求めようとして、前日7月2日から、ヘリパッド建設予定地に至る進入路のゲート前で座り込みをはじめた。この座り込みに参加した5世帯を中心となって、「ヘリパッドいらない住民の会」を発足させた。この住民の会のメンバーたちは、主として、静かな生活環境を求めて、高江に移り住んできた家族であり、いくつかの家族は乳幼児を抱えている。人口160名あまりの高江区の中で、中学生以下の占める割合は、2割を超える。

2007年から、沖縄防衛局は、測量などの本働工事にかかる一部の作業をしたものの、ノグチゲラ<sup>24</sup>の繁殖期をはずして、工事を行うという住民たちとの約束の下に工事を発注している。だが、2012年度に入り、これまでの工事業者とは異なる業者が建設を請け負うこととなり、7月に入り、住民との摩擦はさらに強まっている。

地元、高江区では、2度にわたる反対決議を行っている<sup>25</sup>。高江区の生活圏の中にあり、生活道路である県道80号線からわずか200メートル足らずしか離れていない既存のヘリパッドでは、夜中11時近くまで、タッチ・アンド・ゴーの訓練が繰り返されており、住民は、ヘリコプターの墜落といった、日常的な恐怖にさらされている。しかし、東村長は、2012年にも配備が予定されているオスプレイ配備には反対するものの、ヘリパッド建設には基本的に容認の姿勢をみせている<sup>26</sup>。高江区住民の中にも、補助金などの受け入れと引き替えに、ヘリパッド建設を受け入れるべきだと主張する世帯もいれば、反対の声を公にすることを憚る世帯もいる。

## (3) 「座り込み」住民に対する SLAPP 訴訟<sup>27</sup>

沖縄にある米軍基地は、多くが、「銃剣とブルドーザー」によってつくられたものであるが、北部訓練場だけは国有地である。このため、既存のヘリパッドの横に新たにヘリパッド建設の進められる N4ゲート前に「座り込み」のテントを構える住民たちに対し、沖縄防衛局は、国有地への立ち入りを妨害したとして、住民15名を通行妨害禁止処分の仮処分を申し立てた。この通知は、2008年11月25日、那覇地裁から住民たちの手元に届けられた。

訴えられた住民15名の中には、当時8歳の少女も含まれていたが、8歳の少女を被告とする訴えは、沖縄県民世論の批判を受け、その後、沖縄防衛局によって取り下げられた。しかし、2009年12月11日、那覇地方裁判所は、大部分の人々への仮処分申し立てを却下する一方で、「ヘリパッドいらない住民の会」の共同代表である住民2人に対して通行妨害禁止命令の仮処

分を決定した。2人は、「自分たちの行動は正当な意思表示であり、監視行動である」として、この決定に不服であり、自民党から民主党へ政権交代した後も、国が裁判を起こすつもりなのかを問うための手続き（起訴命令申し立て）を行った。民主党連立政権が、かつての自公政権のような人権侵害まがいの住民弾圧をしないのであれば裁判は行なわれず、2人に対する仮処分は取り消しとなるはずであった。しかし、2010年1月29日、千葉景子法務大臣（当時）のもとで、政府は、2人に対して、裁判の場で争う手続き開始を決定した（起訴決定）。

この裁判は憲法上保障されている表現の自由に対する重大な弾圧行為であり、裁判を使って工事を強行することは、国民の人権を侵害する行為である。起訴決定は旧・自公政権が行おうとした、司法を利用しての住民弾圧を、民主党連立政権が継承したことになる。

住民の暮らす居住地域を低空で飛行するヘリに恐怖を感じている住民が、政府（沖縄防衛局）に対して、どのような運用がなされるのか、納得のいく説明を求めることは、当然の権利である。しかし、沖縄防衛局は、この間、地元住民に対する説明会を開催したのは、2010年2月1日の一度限りである。しかも、その説明会において、沖縄防衛局側の説明は、新たに建設されるヘリパッドを用いたヘリコプターの訓練飛行ルートも明らかにできない、どのような機種がどの程度の頻度で飛来するかも明らかにできない、騒音に対して申し立てをその都度行うと言いながらも、それが果たして米軍の訓練に影響を与えることができるのかもわからないとの説明が行われた<sup>28</sup>。これらの説明に、住民が納得しないことは、当然のことであろう。現に、今もなお、住宅や道路の上を、縦横無尽に、昼夜を問わず、超低空でヘリが飛んでいるからである。

2012年には、オスプレイが普天間飛行場に配備されることが政府から正式に発表されたが<sup>29</sup>、オスプレイの飛行区域となっている北部訓練場、とりわけ高江区民に対する公式な発表や通達はない。2010年の説明会の時に、何か情報が入れば、住民に改めて説明を行うと伝えておきながら、である。

裁判は、数回にわたる審尋や意見陳述の場が設けられた後、那覇地裁において、2012年3月14日に判決が下された<sup>30</sup>。その内容は、「ヘリパッドいらない住民の会」の共同代表2人が政府によって通行妨害であるとして訴えられていたうち、1人については、政府による請求を棄却したが、もう1人に対しては、「純然たる表現活動の範疇を超える」として、通行妨害禁止命令が下された。2人の間に、通行妨害に関して、主従関係があるから、というのが、異なった判決の出た理由であるが、座り込みに参加する住民たちの行動の間に何ら差はない。また、政府側は、ブログなどで座りこみを呼びかけることも通行妨害であると主張していたが、これについては棄却された<sup>31</sup>。

これまで、政府が沖縄を司法の場に訴えるケースは、大田昌秀・沖縄県知事が代理署名拒否を行い、政府側が職務執行命令を出して訴訟になったことはあるが、これは、政府の、地方公共団体に対する職務執行命令を下そうとするものであった。政府が、静かな生活を守りたいと

主張する座り込み活動に参加する地域住民を訴えたケースは、今回がはじめてである。

今回の判決は、地域住民が、オスプレイが配備されることに伴う基地被害の不安や環境の悪化といった実質的内容に踏み込むことなく、政府側の提出した写真などをもとに形式的な判決が下された。この政府側の訴えは、「知る権利」を通して、国家安全保障政策に住民が関与する機会を奪い、表現の自由、思想・信条の自由、あるいは集会結社の自由といった基本的人権を蹂躪することにつながるものといわざるを得ない。住民の会とその弁護団たちは、2012年3月27日、控訴した<sup>32</sup>。

#### (4) 非暴力手段としての「座り込み」

東村高江区の住民たちが、ヘリパッド建設に反対して座り込みを行うようになったモデルは、名護市辺野古区の座り込みである。ただし、自分たちの生活を守るための闘いだから、自分たちの生活を犠牲にしてまで闘いに参加することはやめよう、あくまでも自然体でいて、教義に振り回されることはやめよう、といった住民どうしの合意に基づき、強制ではなく、参加できる範囲で参加する、という合意がある<sup>33</sup>。

非暴力闘争によって、軍事的安全保障政策を、非軍事的な(非暴力的な)安全保障政策に置き換えようとする研究は、ジーン・シャープ(Gene Sharp)らによって、1960年代頃からはじめられた。シャープは、非暴力行動は、①(周囲からの)同情や支援を得ることができる、②犠牲者を減らすことができる、③敵対する軍隊の離反や反逆すらも促すことができる、④非暴力闘争における参加を最大化させることができる、といった成果を達成することができる<sup>34</sup>と述べ、抑圧に対する連帯の重要性を説く<sup>34</sup>。国家権力によって、軍事的安全保障政策を押し進めるために、住民たちを「分断」させるという手段を用いられる現状に抗うために、「連帯」という手段の重要性は増している。現に、高江のヘリパッド建設反対の動きは、わずか5家族ではじめられたのにもかかわらず、いまでは、全国各地から、支援の輪が広がっている。まさか、5年を超す闘いにつながるとは、どの家族も思っていなかったであろうが、今では、オスプレイの訓練飛行ルートにされることも明らかとなり、自分たちの子どもたちを安全な住環境で育てたい、やんばるの森の貴重な動植物や生態系を保護したい、自分たちの住んでいる地域から、世界の戦争に荷担するようなことはしたくない、といったさまざまな思いが、参加する家族や支援者の輪の広がりにつながっている。

はじめに述べたように、米国から施政権が日本に返還された後の日本政府の行動は、沖縄振興策を施し、さらには、普天間飛行場の返還にともなう、代替施設をキャンプ・シュワブのある名護市辺野古区につくるために、北部振興事業を推し進めてきた<sup>35</sup>。この施策によっても地元住民の成果が得られないことが明らかになると、2007年5月、米軍再編特措法にもとづく再編交付金制度がつけられた。これは、基地建設の進捗状況に応じて再編交付金を支給するというもので、これまでの、本土との経済格差を是正しようという名目で行われてきた「沖縄振興

策」とは性格を異にする。政府の言うことには逆らえないのだから、少しでも多くの補助金を政府からもらいたいと考える住民と、戦争につながる動きには荷担したくない、新たな基地負担を受忍することはできないと考える住民との間の分裂や、意見の亀裂を生み出す性格のものである。

ヘリパッド建設が予定されている東村でも、米軍再編特措法にもとづく再編交付金を当てにした行政の動きがみられる。2007年4月に就任した伊集盛久・東村長は、当初は、ヘリパッド建設反対を公約に当選したのにもかかわらず、翌5月に、「公約違反と言われても仕方がない」と述べ、一転してヘリパッド建設の受け入れを表明した<sup>36</sup>。

このように、国家権力は、沖縄振興策や北部振興策といった「アメ」と、米軍再編交付金といったように、基地建設に協力しなければ、交付金は給付しないとといった手口や、ヘリパッド建設に反対する住民を司法の場で訴える「ムチ」で、地元住民の分断を図ろうとする。だからこそ、国家権力に対抗するための、市民どうしの連帯が求められるのである。

### 3. 生活者の考える安全保障とは

本来、安全保障の問題は、国家を他国からの（軍事的）侵略から守ることによって、自国民のいのちや財産を守ることであると考えられてきた。しかし、沖縄では、地元住民の平穏な生活を脅かしているのは、米軍と、米軍に土地を提供している日本政府である。

バリー・ブザン（Barry Buzan）は、個人が国家から脅威を感じる場合として、次の4つを挙げている。第1のケースは、国内法の制定や法の執行による場合、第2のケースは、（国家の行動に逆らう）個人や集団に対して、国家が、直接的な行政権を執行したり、政治的行為を行ったりする場合、第3のケースは、2番目とは逆のケースで、国内の政治的無秩序によって、国家機構の支配をめぐる争いが起きる場合、第4のケースは、国家の対外的安全保障政策による場合である<sup>37</sup>。日本は民主国家であり、国内の政治的無秩序状況を想定することはできないが、それ以外の場合すべてに、沖縄の現状をあてはめることができる。以下、順番に、事例を紹介しながら考えてみよう。

第1のケースの事例としては、先に述べたように、地主と政府との間に交わされる土地貸借契約を反戦地主が拒否した場合に、機関委任事務として定められた代理署名の手続きを、大田知事が拒否したことにより、日本政府がとった一連の行動を挙げることができる。日本政府は、大田知事を相手に「代理署名訴訟」を提起する一方で、1996年、駐留軍用地特措法の改正を国会に提出し、自民、新進、民主、さきがけ、太陽の賛成により、衆議院、参議院ともに9割前後の賛成によって可決成立した。このことにより、米軍用地の地主が、契約期限切れ後の更新を拒否した場合でも、収用委員会の審理中は、補償を行うことで「暫定使用」できることを取り決め、附則で、収用期限が切れた土地についても、さかのぼって改正案を適用し、土地の明け渡しをせざるにすむようにした。その後、1999年の地方分権一括法により、機関委任事務は廃

止され、土地収用に関わる手続きは、国の直接事務とされた。このことにより、安全保障の問題に地域住民や自治体が関与する手立てが失われた。

日米両政府によって取り決められた SACO 合意に基づき、新たなヘリパッドを、東村高江区を取り囲むように6カ所建設しようとする動きは、第2のケースの事例に相当する。沖縄防衛局は、東村高江区のヘリパッド建設を強行しようとし、地元住民の座りこみによって工事が思うように進まなくなると、ヘリパッド建設の阻止は、国の所有権を脅かし、国有地への立ち入りを妨害する行為であるとして、2008年11月に、住民ら15名を相手に、「通行妨害禁止仮処分命令」を那覇地裁に申し立てた。これは、住民運動を萎縮させる効果を持つ。

基地被害に苦しむ沖縄の現状は、まさに、4番目のケースとして挙げられている、国家の対外的安全保障政策によるものである。冷戦時代には、共産主義の脅威から日本を守るため、という理由で、日本と米国は日米安全保障条約を結ぶと同時に、沖縄を本土から切り離し、米国の軍事占領下においた。沖縄の施政権が日本に返還された後も、米軍はそのまま居続け、冷戦構造が崩壊した後も、中国や北朝鮮に対する脅威を理由に、日米両政府は、在日米軍の存在を正当化している。

では、なぜ沖縄に過重な基地負担を求めるのか。いわゆる、リアリストと呼ばれる人たちや、政治家、官僚たちは、沖縄の地理的条件や、米軍の「抑止力」を維持するために、沖縄に基地を置く必要があると考えている。また、本土の人間や（一部の沖縄の）人たちも、政府やメディアの影響を受けて、中国の脅威に備えるために、沖縄に在日米軍を置いておく必要があると考えている。「抑止力」という言葉のまやかしにとりつかれたこれらの考え方が、果たして本当なのかを十分に検証する必要がある<sup>38</sup>。沖縄で行われている日常の訓練は、米国の世界戦略と直結したものであり、これが、果たして、「日本の安全保障」を確保するための訓練なのか、疑問を持たざるをえない現実がある<sup>39</sup>。

本稿で取りあげた、東村高江区は、米海兵隊の北部訓練場（米軍は、**Jungle Warfare Training Center**と呼んでいる）の中にある。生活道路でもある県道80号線の両脇は、米軍に提供された区域で、その間隙を縫うように住居がある。ここは、ベトナム戦争の際に、枯れ葉剤を投下する訓練が行われた場所であり、今なお、草木の生えない土地がある。ベトナム戦争当時、高江集落の近くには、「ベトナム村」といわれる米軍のゲリラ訓練施設があり、ベトナム風の家や家畜も飼われ、訓練の時には高江区民がベトナム人の役をさせられたという歴史を持つ<sup>40</sup>。

日本政府は、ベトナム戦争当時の米軍基地内における枯れ葉剤の使用を認めてはいないが<sup>41</sup>、他方で、米国退役軍人省は、沖縄駐留退役軍人に対し、ダイオキシンを含む枯れ葉剤による健康被害を受けたとして補償に応じたとする報道もある<sup>42</sup>。現在の国際社会の状況をみれば、北部訓練場で日常的に訓練をしているような戦闘形態が起きるのかは疑問である。まして、沖縄本島の水源地も存在する北部訓練場のなかで、ダイオキシンが検出されたとすれば、それこそ、

沖縄本島の人たちの「いのち」にかかわる問題である。

このように、国家安全保障政策と、地域住民の安全とは、両立しない側面があることは否定できない。むしろ、国家安全保障政策が地域の安全を脅かしている面のあることを、高江区の事例は示している。だからこそ、住民たちは、自分たちの生活空間のなかでの「平和」を求めて声をあげ、非暴力行動によって、より多くの人たちとの「連帯」の可能性を追求するのである。

## おわりに

大手メディアが地元の生活者の視点に立って基地問題を報じることのない状況、そして、多くの人々の無関心の態度が、日本国内における本土と沖縄との差別構造をさらに強化している<sup>43</sup>。しかし、沖縄の世論は、自分たちの生活空間を軍事的なものによって脅かされることに抵抗することによって、自分たちの生活空間を守ろうとしている。これは、沖縄の人たちが政府に突きつける、「内発的安全保障<sup>44</sup>」であると解釈することもできる。この要求の中に、日米安保体制の抱える矛盾を読み解くことができよう。

日米両政府は、日米安保体制は、アジア太平洋地域の「平和と安定に貢献する」とし、抑止力による平和を主張する。しかし、それが、なぜ沖縄にのみ、過重な負担を求めるのかの適切な回答とはなり得ていない。2005年から2006年に発表された、米軍再編にともなう在日米軍基地の再配置をめぐる、本土においても、日米両政府は、基地被害を、より「周辺」へと押しつけようとすることを露呈させてしまった。米軍再編によって、厚木飛行場の空母艦載機を岩国基地に移駐させようとする動きは、その1つの例である。米海兵隊岩国基地は、長年の地域住民の要望であった、住宅地からより沿岸部に滑走路を沖合移設した<sup>45</sup>。このことにより、騒音被害が少なくなると、日米両政府は考えた<sup>46</sup>。

このように、住民どうしを「分断」化することによって、政府の意思を押しつけるやり方は、沖縄のみでおきているわけではない。だからこそ、本土の人間も、沖縄で起きていることに関心を持ち、非暴力的な手段で安全保障の問題を解決しようとすることに関心を注ぐことが求められる。

日米安保体制や、抑止論の論理が破綻していることの証左として、以下の3点が指摘できるだろう。

第1に、抑止力が本当に機能しているのであれば、北朝鮮のミサイル発射実験や中国の海軍力増強は起こりえないはずである。しかし、現に北朝鮮のミサイル発射実験や中国の海軍力増強が起きている事実は、日米両政府が主張する、在日米軍による「抑止力」は破綻していることを意味する。そのため、北朝鮮や中国の意図は、別のところにあると考えるべきである。北朝鮮や中国の世界戦略については、稿を改めて考える。

第2に、沖縄の負担軽減とは名ばかりで、沖縄の住民に、米軍の軍事訓練や、米軍が沖縄に駐留すること自体にとまなう様々な負担を背負わせることにより、日米安保体制による安全保障政策自体が、沖縄の人たちの安全を脅かしているという逆説である。このことは、2012年6月17日に、普天間飛行場のある宜野湾市が主体となって開催された市民集会（約5200人参加（主催者発表））の中で、高校生が、「米軍が日本を有事の際に守ってくれるとしても平和な日常で私たちに危険が及ぶのなら、何の価値もない」と述べた言葉に象徴的に現れている。

第3に、国際関係論の概念のなかに、「自己充足的予言」というものがある。すなわち、北朝鮮のミサイル発射実験や中国の海軍力増強に備えるために、抑止力が必要であると言いながら、抑止力の必要性を説けば説くほど、北朝鮮の核開発や中国の軍事力増強が加速しているという事実である。これは、「安全保障のジレンマ」という概念でも説明できる<sup>47</sup>。

安全保障政策は、さまざまな外交手段を駆使することによって、総合的に成り立つものである。一部の住民に負担を強いる安全保障政策は必ず破綻を来すと言ってよい。米軍の飛行訓練には、日本の国内法である航空法は適用されないが、このことは、逆に言えば、普天間飛行場の周辺で、もし仮に反対住民が風船をあげれば、米軍は訓練ができない。住民の理解なしに、米軍の訓練は実施できないのである<sup>48</sup>。

アメリカがいつまでも日本を極東の最前線とする存在理由は、冷戦構造の崩壊とともになくなったというべきである。もし仮に、中国を敵視する理由があるとすれば、それは、共産主義のイデオロギーに対するものではなく、アメリカの覇権衰退とともに中国の国力増強が相対的に顕著なものとなり、覇権を死守しようとするアメリカが、自国の国民生活を保障し、国内の安定を図ろうとする中国と対立しようとするものだと考えるほうが妥当である。

今、アメリカは、オフショア・バランスングという戦略によって、「同盟国」である日本と中国を競わせることによって、結果的にアメリカの地位を確保しようとしている<sup>49</sup>。高江区の住民たちが、日米両政府に求めているのは、第1に、自分たちの生活圏を荒らしてほしくないという要求であり、第2に、本当に日米「同盟」が自分たちの生活を保障してくれるのであれば、それを自分たちにわかるような言葉で説明してほしいということである。一言で、「反対運動」とはいえない住民感情がある。それよりも、政府に対して、住民が納得するための「対話」を求めているのであるが、それを拒み続けているのは政府である。政府による安全保障政策が地域社会の安全を脅かしていることを、高江区の住民は、日常生活の中で実感しており、おそらく、論理的にも、両者は成り立たないことを直感的に理解している。

平和研究が、今、一番になすべき作業は、地域住民の、国家に届かない声を、多くの人たちに伝えるとともに、国家安全保障政策の矛盾を明らかにすること、そして、国境を越えた民衆の架け橋としての役割を担うことであろう。

## 註

- 1 宮本憲一、「『沖縄政策』の評価と展望」宮本憲一、川瀬光義編『沖縄論—平和・環境・自治の島へ』岩波書店、2010年、14頁。
- 2 2001年に起きた米中枢同時多発テロによって、テロリストは、新自由主義や、アメリカの価値観を世界に押しつけることに対する怒りの矛先をアメリカ政府に向けていることを、改めて、世界に知らしめることになった。当然、沖縄に存在する米軍基地もテロリストはターゲットにするのではないかと観光客は恐れ、特に、修学旅行の相次ぐキャンセルに、沖縄の観光産業はダメージを被った。

国際関係論では、「同盟のジレンマ」という概念がある。すなわち、同盟関係を結ぶことによって、自国の安全保障が維持されると考える反面、有事の際に、同盟国が自国の安全を犯してまで自国を守ってくれるのかという「見捨てられる不安」と、同盟関係を結ぶことによって、同盟国の有事に「巻き込まれる不安」の双方を抱え込むというのである。日米同盟の存在ゆえに、アメリカの抱えるリスクに「巻き込まれる不安」を沖縄は抱え込むことになったといえよう。「同盟のジレンマ」については、Glenn Snyder, “Alliance Theory: A Neorealist First Cut,” *Journal of International Affairs*, vol. 44, no. 1, 1990, pp. 110-111. また、土山實男『安全保障の国際政治学—焦りと傲り—』有斐閣、2004年、第9章を参照。
- 3 2012年6月の雇用状況を見ると、全国の失業率が4.3%なのに対して、沖縄県は6.6%である。とりわけ、若年層（15～29歳）の完全失業率が高く、全国の失業率が6.7%なのに対して、沖縄県は10.8%である。沖縄県商工労働部雇用政策課、労政能力課のホームページ（<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=156&id=15186&page=1>, 2012年8月27日アクセス）より引用。
- 4 沖縄県編『沖縄苦難の現代史—代理署名拒否訴訟準備書面より』岩波書店、1996年、63～72頁。
- 5 『産経新聞』2012年6月6日。
- 6 例えば、『琉球新報』2012年6月5日社説などに見られる。
- 7 豊下楯彦『安保条約の成立—吉田外交と天皇外交—』岩波新書、1996年。
- 8 沖縄が、日本政府にとっての「捨て石」とされてきたことは、戦後に始まったことではない。太平洋戦争においては、本土決戦に至るまでの「時間稼ぎ」として、熾烈な地上戦が、沖縄によって戦われた。与那国暹『沖縄・反戦平和意識の形成』新泉社、2005年、第1章。しかし、戦後にも同じ構図が見てとれた。1947年9月に、宮内庁御用掛をつとめる寺崎英成からアメリカ側に伝えられた、「天皇メッセージ」である。「…天皇は、アメリカが沖縄を始め琉球の他の諸島を軍事占領し続けることを希望している。…」このことをはじめて指摘した論文に、進藤榮一「分割された領土—沖縄、千島、そして安保—」『世界』401号、1979年4月号、31～51頁。
- 9 Lutz, Catherine, “Introduction” in Lutz, Catherine ed., *The Bases of Empire: The Global Struggle against U.S. Military Posts*, London: Pluto, 2009.

- 10 日本の国境問題については、孫崎享『日本の国境問題—尖閣・竹島・北方領土—』筑摩新書、2011年が詳しい。また、豊下植彦「『尖閣購入』問題の陥穽」『世界』2012年8月号参照。
- 11 Arvind Subramanian, "The Inevitable Superpower: Why China's Rise Is a Sure Thing," *Foreign Affairs*, Vol. 90, No. 5, 2011, pp. 66-78.
- 12 田所昌幸「日米同盟と2つのガイドライン」国際法学会編『日本と国際法の100年 第10巻 安全保障』三省堂、2001年、54頁。
- 13 この経緯につき、竹内俊隆「日米『同盟』をめぐる」竹内俊隆編『日米同盟論—歴史・機能・周辺諸国の視点—』ミネルヴァ書房、2011年、3頁。
- 14 日米安保体制は、当初は、冷戦構造を前提としたものであったが、冷戦構造が崩壊した後も、日米「同盟」が必要であることを主張するために行われたのが、1995年以降の「日米安保再定義」の動きである。
- 15 Stephen M. Walt, "Why Alliance Endure or Collapse?" *Survival*, Vol. 39, no. 1, 1997.
- 16 田所昌幸、前掲論文、55頁。
- 17 国際関係論のなかのネオリアリズムに分類される研究者である、ケネス・ウォルツ（Kenneth N. Waltz）は、これに、政策決定に影響を与えた個人を入れて、3つの分析レベルに分ける。Kenneth N. Waltz, *Man, the State and War*, New York: Columbia University Press, 1959. このほかにも、分析レベルに関する研究にはさまざまなものがあるが、さしあたり、Barry Buzan, Ale Wæber, Jaap de Wilde, *Security: A New Framework For Analysis*, Boulder, Colorado: Lynne Rinner Publisher, 1998, pp. 5-7 を参照のこと。
- 18 大田昌秀『拒絶する沖縄—日本復帰と沖縄の心—』サイマル出版会、1971年。この本は、1996年に、近代文芸社から再販された。
- 19 SACO の設置された当時は、沖縄県民の怒りを静めるために、日米両政府によって SACO が設置されたとする見方が強かった。しかし、実は、普天間飛行場に変わる新たな基地建設を以前から米軍は模索しており、そのために、密かな検討委員会を立ち上げていたところに少女暴行事件が起き、新たな基地建設を模索するための検討委員会が表に出てきたのではないかとの見方が生まれている。琉球朝日放送「検証動かぬ基地 vol.107 オスプレイ配備 マスタープランの裏側」<http://www.qab.co.jp/news/2012041134919.html>（2012年6月20日アクセス）
- 20 代理署名訴訟の上告審における、大田知事の意見陳述（全文）と国側の答弁書（要旨）をまとめたものに、大田昌秀、沖縄県基地対策室『代理署名拒否の理由』ひとなる書房、1996年。
- 21 県民投票に至る経緯については、江上能義「沖縄の県民投票」『政策科学・国際関係論集』創刊号、1998年参照。
- 22 1997年1月27日、辺野古区住民運動組織である「ヘリポート建設阻止協議会・命を守る会」が結成されたのに対して、基地受け入れと引き替えに地域振興を図ることを目的に辺野古区住民16名によって、「辺野古区活性化促進協議会」が同年4月24日に発足した。

- 23 ヘリパッド建設予定地は、N1ゲートを進入路とするN1地区に2カ所、N4ゲートを進入路とするN4地区に2カ所、これ以外に、G地区とH地区に1カ所の合計6カ所である。このうち、H地区からG地区を経由して、宇嘉川の河口に至るまでの間に、米軍歩行ルートが予定されている。宇嘉川河口は、米軍提供水域であり、米軍が提示した、2012年に配備予定のオスプレイによる上陸作戦を想定した図と宇嘉川河口の地形が類似していることから、この場所での訓練が想定されているものと考えられている。詳しくは、「ヘリパッドいらぬ住民の会」のブログに掲載されている、Voice of Takae というピラを参照。 <http://nohelipadtakae.org/files/VoT2008June.pdf>（2012年2月24日アクセス）
- 24 ノグチゲラは、沖縄本島北部の「やんばるの森」にしか生息しない、国の天然記念物で、1993年、種の保存法施行に伴い、国内希少動植物種に指定されている。地元自治体である、沖縄県東村では、2010年6月に、保護地区に無断立ち入りや周辺で騒音を出すなどの行為に対する罰則を盛り込んだ「ノグチゲラ保護条例」を制定した。
- 25 1999年10月27日、2006年2月23日の2回である。
- 26 伊集盛久・東村長に対するインタビュー記事、『沖縄タイムス』2011年6月11日。
- 27 **Starategic Lawsuit against Public Participation** の略。政府の対応を求めて行動を起こした、比較的弱者に対して、政府や企業など、比較的強者が加罰的、報復的な目的のために起こす訴訟のことである。
- 28 この説明会は、高江区民のみが会場に入ることを許され、近隣住民の入場は一切拒絶された。会場である高江区公民館の周りを沖縄防衛局員がぐるりと取り囲む中で、窓越しに、関心のあつた人たちが、説明会の様子を聞き入つた。筆者もこの場に居合わせ、答弁の一部始終を聞くことができた。
- 29 田中直紀防衛大臣は、2012年1月31日、衆院予算委員会で、米軍普天間飛行場に2012年中の配備を予定するオスプレイを、本格的運用に入る前に、騒音を調べるため、現地での試験飛行を検討する考えを示した。『沖縄タイムス』2012年1月31日13時18分電子版。また、2012年6月13日には、オスプレイ配備に伴う米軍環境影響評価書が発表された。沖縄防衛局のサイトからダウンロードできる。 <http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/07oshirase/kikaku/kankyoubu.html>（2012年9月2日アクセス）
- 30 **SLAPP** 訴訟の尋問が行われた、2011年8月25日、酒井良介裁判長は、「判決を出しても状況が変わるとは思えない」と改めて言及し、国と住民との話し合いの場を設けることを提案した。『沖縄タイムス』2011年8月26日。「座り込み」が行われた契機は、那覇防衛施設局による突然の工事であり、それに対して、住民が説明を求めることであつた。しかし、結局、判決において、この点にノグ配慮されることはなかつた。
- 31 ヘリパッドいらぬ住民の会とヘリパッドいらぬ弁護団は、第1審判決を、「国が司法を利用して住民を弾圧するという他に類を見ない訴訟において、単なる「通行」の問題に矮小化し

- た上で、国の請求を一部認めたというものであって、不当なものといわざるを得ない」として、2012年3月27日、控訴した。
- 32 <http://takae.ti-da.net/e3964942.html> (2012年9月1日アクセス)
- 33 ヘリパッドいらぬ住民の会のメンバーに対するインタビューによる。
- 34 Gene Sharp, *Waging Nonviolent Struggle: 20th Century Practice and 21st Century Potential*, Boston: Extending Horizons Books, 2005, p. 390. 軍事的防衛を非軍事的（非暴力）防衛に転換させていこうとするジーン・シャープを主唱者とする研究について、寺島俊穂「非暴力防衛の思想」『平和研究』22号、1997年参照。
- 35 渡辺豪『「アメとムチ」の構図』沖縄タイムス社、2008年。
- 36 『琉球新報』2007年5月18日。
- 37 Barry Buzan, *People, States and Fear, 2nd edition*, Boulder: Lynne Rienner, 1991, p. 44.
- 38 鳩山由紀夫・元首相は、米軍普天間飛行場の移設先として、名護市辺野古と決めた理由に挙げた、米海兵隊の抑止力について、「辺野古に戻らざるを得ない苦しい中で、理屈づけを辺野古に戻らざるを得ない苦しい中で理屈付けしなければならず、考えあぐねて『抑止力』という言葉を使った。方便と言われれば方便だった」と弁明し、抑止力論は「後付け」の説明だったことを明らかにした。『沖縄タイムス』2011年2月13日。
- 39 菅英輝は、日米安保体制の機能を、第1に、紛争解決機能、第2に、紛争防止、紛争抑止機能、第3に、アジア太平洋地域の秩序を維持・管理・支配する機能であるとしたうえで、日米安保体制の一方面的強化は、信頼醸成措置の性格とは相反し、逆に、相手国（中国・北朝鮮）の軍事力増強を招くという安全保障のジレンマに陥りやすいことを想起すべきであると主張している。菅英輝『「脆弱な国家」と日米安保体制—ポスト冷戦下の地域紛争と安全保障』峯陽一、畑中幸子編『憎悪から和解へ—地域紛争を考える—』京都大学学術出版会、2000年、第7章。
- 40 琉球朝日放送「検証動かぬ基地 vol.99 高江にあった『ベトナム村』とは」<http://www.qab.co.jp/news/2011071229340.html> (2012年2月28日アクセス)
- 41 『沖縄タイムス』2011年11月25日。
- 42 『沖縄タイムス』2012年2月16日。
- 43 米軍普天間飛行場の辺野古移設や、東村高江のヘリパッド建設計画が、人種差別撤廃条約に違反するとし、NGO3団体が、2012年2月10日、国連の人種差別撤廃委員会に対し、基地建設見直しを日米両政府に勧告するよう求める初めての申し立てを行った。『琉球新報』2012年2月13日。これに対して、外務省は、2月14日、「沖縄県居住者は日本民族」などとして、沖縄は同条約の対象ではないとの見解を示した。『琉球新報』2012年2月15日。
- 44 この概念は、太平洋島嶼国の「人々」の安全を考えようとした、ロニー・アレキサンダー（Ronni Alexander）によって提唱されたものである。ロニー・アレキサンダー『大きな夢と小さな島々—太平洋島嶼国の非核化にみる新しい安全保障観—』国際書院、1992年。

- 45 この経緯については、中達啓示『地域社会と国際化—そのイメージと現実—』中国新聞社、1998年、第3章。
- 46 紙幅の関係で詳述することはできないが、朝井志歩『基地騒音—厚木基地騒音問題の解決策と環境的公正』法政大学出版会、2009年参照。
- 47 John H. Herz, "Idealist internationalism and the security dilemma," *World Politics*, Vol. 2, 1950. また、チャールズ・グレーサーは、安全保障の動機を自国の安全保障という目的以上の目的を追求しようと相手国に認識された場合に、安全保障のジレンマはより深刻化すると指摘している。 Charles L. Glaser, "The Security Dilemma Revisited," *World Politics*, Vol. 50, No. 1, 1997.
- 48 9月末にもオスプレイを普天間飛行場に配備することが、政府から沖縄県側に通告されると、オスプレイ配備に反対する沖縄県内の首長や議員、市民たちが、普天間飛行場の前で抗議行動を行うようになった。
- 49 クリストファー・レイン、奥山真司訳『幻想の平和』五月書房、2011年。

\*本稿は、平成24年度科学研究費助成事業基盤研究（C）「自治体の『平和政策』に関する包括的調査と地域からの安全保障に関する考察」（課題番号24530158）による研究成果の一部である。

## Inconsistency of Japan-U.S. Security Arrangements: From the Viewpoint of Anti-construction of Helipads, Takae, Okinawa

IKEO Yasushi \*

### Abstract

This paper brings out the inconsistency of Japan-U.S. security arrangements from the example of opposition movement against new helipads construction in Takae, Okinawa. Northern part of Okinawa island locates the Northern Training Center (Jungle Warfare Training Center). In 1996, both Japan and the U.S. government agreed on the SACO arrangements including 6 new helipads construction surrounding Takae district in exchange for returning the half part of Jungle Warfare Training Center to Okinawa.

In security research, national security policy is analyzed by dividing it into two levels, 1) system level and 2) domestic-politics level, in many cases. However, in this paper which is based on peace research, I focus on “ordinary people,” especially the people of Okinawa who form social milieu, and ordinary people of Okinawa who oppose the security policy of the Japanese and U.S. governments.

In so doing, I exemplify the security policy which was based on the deterrence theory has broken down, and I demonstrate clearly that people’s safety is not ensured but is threatened by the security policy and Japan-U.S. security arrangements.

### Keywords

Okinawa, Takae, Sit-in, Japan-U.S. Security Arrangements, Non-Violence, Base Problem, Osprey, Peace Studies

---

\* Correspondence to: IKEO Yasushi  
Visiting Scholar of the Institute of Social System, Ritsumeikan University  
1-1-1 Nojihigashi, Kusatsu, Shiga 525-8577  
E-mail: yikeo@pl.ritsumei.ac.jp